

第7章 みどりと景観計画の推進体制

1. 推進体制

みどりと景観計画の推進にあたっては、市民等（市民、地域団体、N P O 法人等）・民間事業者・行政等がアクションプランに取り組み、それぞれの役割を担い連携・協働していくことで、基本目標である「まもる、つくる・つなぐ、ふやす、はぐくむ」の実現を目指します。

（1）市民等の役割

市民等は、積極的かつ継続的に緑の保全や緑化活動等により緑を「まもる」、「はぐくむ」とともに、みんなで楽しみながら取り組むことが重要です。また、行政や民間事業者と連携・協働して取り組むことも求められます。

（2）民間事業者の役割

民間事業者は、企業活動の一環として地域住民との協働による緑化活動や環境保全といった取組が求められます。また、大規模工場だけではなく中小規模の工場や事業所等においても、周辺環境に配慮した敷地内や周辺の緑化に積極的に取り組むとともに、建築物や屋外広告物についても配慮が求められます。

（3）行政の役割

行政は、各種施策に基づきアクションプランを着実に推進していきます。また、市民等や民間事業者との連携・協働のための体制づくりに取り組みます。その他に小学校等の教育機関は、地域住民と連携した環境学習等に取り組みます。

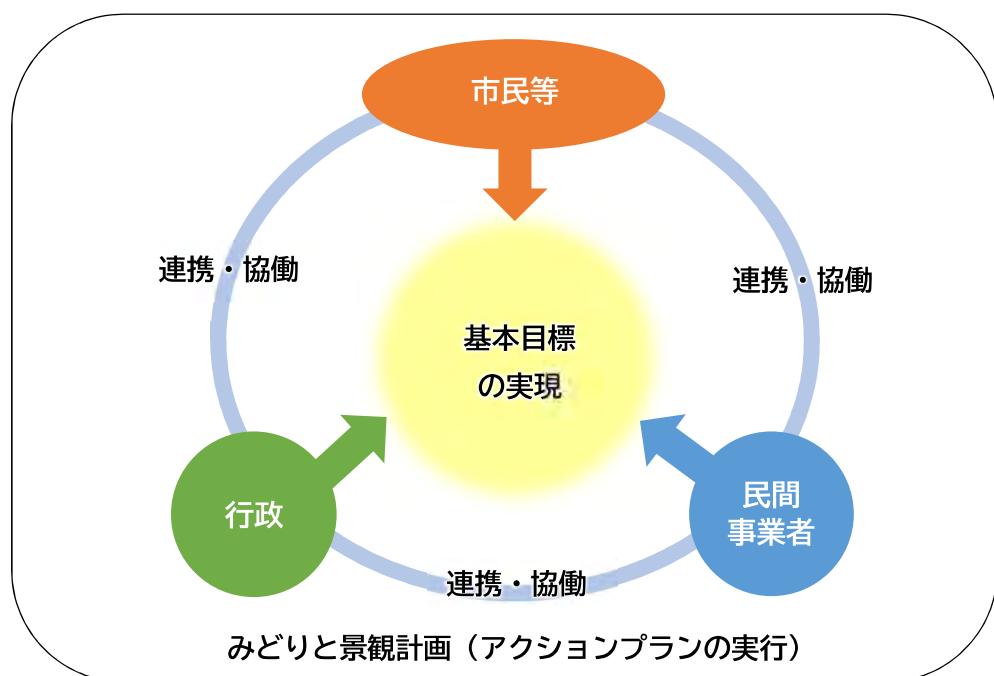


図 推進体制のイメージ

2. 進行管理

本計画では、進行管理をアクションプランにより実施します。実施にあたっては、毎年アクションプランの実施状況を確認します。

また実現性を高めていくために、計画策定（改定）後等にアクションプランの実施状況及び指標の達成状況について、市民等へ情報発信するとともに、意見募集等により、計画を改善します。

目標年次の令和15(2033)年には、アクションプランの実施状況を評価するとともに、市内の緑地量の確認や市民アンケートによる市民意識の変化や社会情勢の変化等を踏まえ、計画を改定する予定とします。

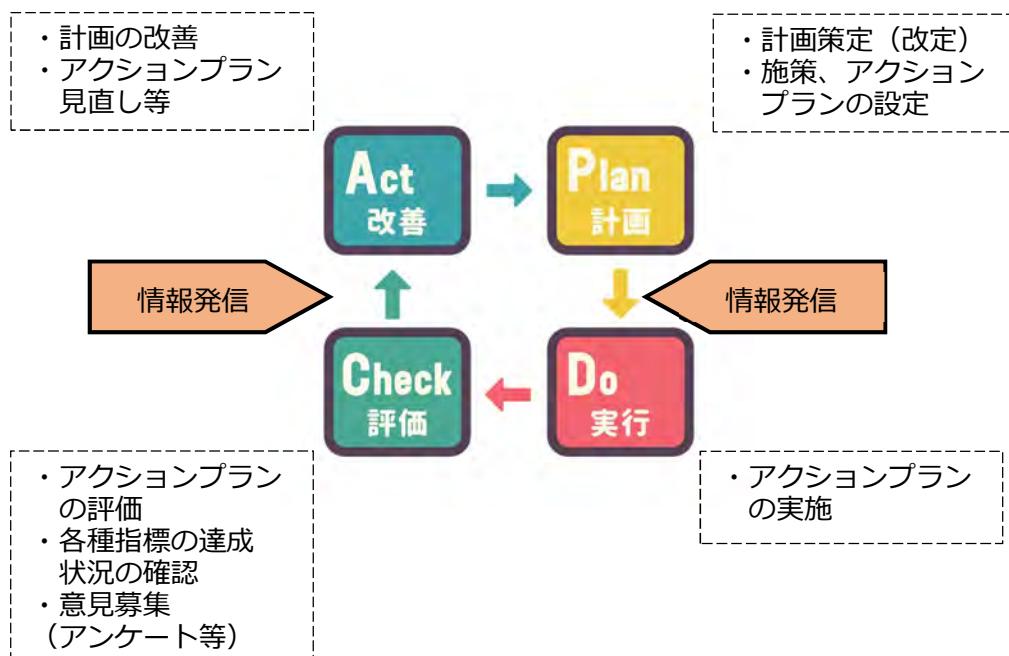


図 進行管理のイメージ